

# ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範



エリクソン Air 3268無線機の屋上での初運用。



## 社長兼CEOからの手紙

ビジネスパートナーの皆様へ

エリクソンでは、想像を超えるような世界を作り上げるための「つながり」を創造したいと考えています。これは、無限のつながりが生活を向上させ、ビジネスというものを再定義し、持続可能な未来を切り開くような世界づくりを目指す中で私たちが自らに課した目的であり、まさにこの目的に刺激を受けながら、日々の業務に取り組んでいます。

私たちは、ビジネスパートナーの皆様とともに業界全体を方向付け、多くの人々に利益をもたらす技術開発をリードしてきました。倫理的かつ責任ある、持続可能な方法で事業を行うこと。これは私たちの事業活動の基本であるとともに、エリクソンの目的や、仕事の進め方、事業戦略の中核を成すものでもあります。

敬意、プロフェッショナリズム、忍耐力、そして威厳を大切にする私たちの価値観は、私たちがどのように認識され、どのように事業を行い、どのようにエリクソンの一員として行動すべきかを考える上で最も重要です。

私自身、私たちが正しい行動を取り、チームとビジネスパートナーがそのための適切なツールを利用できるよう徹底することに重点を置いています。

そのため、私たちはビジネスパートナーの皆様に、この「ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範」で規定された基準を遵守していただきたいと考えています。本規範は、腐敗防止、労働と人権、労働安全衛生、環境、気候変動など、ビジネス倫理の主要分野においてエリクソンが求める事項を概説しています。

「ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範」には、エリクソンの全ビジネスパートナーの皆様に対して拘束力のある要求事項が含まれています。

私は、正しい方法で事業を行い、周囲の世界への影響に配慮する会社を率いていくことを強く決意しています。そして、同じ志を持つビジネスパートナーの皆様とともに、ポジティブな結果を達成できると確信しています。

皆様のご協力に感謝いたします。

ボリエ・エクホルム

社長兼CEO  
2021年12月





## 本文

1	目的	5
2	定義	5
3	一般要求事項	6
4	マネジメントシステム	7
4.1	企業のコミットメント	8
4.2	経営陣の説明責任と責任	8
4.3	法的小よび顧客の要求事項	8
4.4	リスク評価とリスク管理	8
4.5	改善目標	9
4.6	トレーニング	9
4.7	コミュニケーション	9
4.8	従業員のフィードバック、参加、苦情	9
4.9	監査と評価	10
4.10	是正処置のプロセス	10
4.11	文書化と記録	10
4.12	サプライヤーの責任	10
5	腐敗防止と企業倫理	11
5.1	商業道徳	11
5.2	不適切な利益の禁止	11
5.3	情報の開示	11
5.4	知的財産	11
5.5	公正な事業活動、広告、競争	12
5.6	個人情報保護と非報復	12
5.7	責任ある鉱物調達	12
5.8	プライバシー	12
5.9	腐敗防止とビジネス倫理に関してエリクソンが追加的に定める要件	13
6	人権と労働者の権利	14
6.1	就職先の選択の自由	14
6.2	若年従業員	15
6.3	労働時間	15
6.4	賃金と福利厚生	15
6.5	人道的な待遇	16
6.6	差別やハラスメントの禁止	16
6.7	結社の自由	17
6.8	エリクソンが追加的に定める要求事項	17
6.8.1	土地権利	17
6.8.2	責任あるAI	17
7	安全で健康的な労働環境	18
7.1	リスクベースのアプローチ	18
7.2	トレーニングと能力	18
7.3	インシデントの報告	18
7.4	労働安全衛生に関してエリクソンが追加する要求事項	19
8	環境管理	19



8.1	環境に関してエリクソンが追加的に定める要求事項.....	20
8.1.1	気候変動の緩和.....	20
8.1.2	環境に関する特定の要求事項 .....	20
9	コンプライアンスに関する懸念の報告.....	20
10	個人情報保護方針 .....	21



## 1 目的

エリクソンでは、どのようにビジネスを行うかを非常に重要視しており、想像を超える世界をもたらす「つながり」を創造することを目的として掲げています。

人権の尊重、公正で安全な労働条件、倫理的・環境的に健全な事業慣行は、私たちの事業の中核を成すものであり、サプライヤーを含むビジネスパートナーの皆様（以下「ビジネスパートナー」）にも同様のことをお願いしています。「ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範」（以下「本規範」）は、ビジネスパートナーがエリクソンと取引をする際に遵守することが求められる要件を規定しています。私たちは、業界内において持続可能な事業慣行を強化するために、力を合わせる必要があると考えています。

エリクソンは、国連グローバル・コンパクトに署名し、責任ある企業同盟<sup>1</sup>に加盟しています。本規範は、国連のグローバル・コンパクトの10原則や、ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針、責任ある企業同盟（RBA）の行動規範に基づきます。

私たちは、サプライチェーンにおける複雑性を理解しており、時間をかけて継続的かつ測定可能な改善を行えるようビジネスパートナーと協力していくことを約束します。その一環として、ビジネスパートナーに対し、本規範で定義された内容や義務に関するトレーニングやサポートを提供しています。オンラインのウェブトレーニングセッションは、こちらよりご利用いただけます。<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/online-training-for-suppliers>

その他のサポートをご希望の方は、下記の電子メールアドレスまでお問い合わせください。

[s-coc.support@ericsson.com](mailto:s-coc.support@ericsson.com)

## 2 定義

**ビジネスパートナー**：(i) 製品、サービスまたはその他の成果物がエリクソンに提供される、または利用可能になる、あるいは(ii) エリクソンが有益な、またはその他の非商業的な貢献をする活動を行う対象となる事業体、個人、ま

---

<sup>1</sup> 責任ある企業同盟（RBA）とは、グローバルサプライチェーンにおける企業の社会的責任に特化した世界最大の企業同盟です。<http://www.responsiblebusiness.org/>



たは組織（サプライヤーや、コンサルタント、チャンネルパートナー、その他の関係者など）を指します。

**規範**：本文書、つまり「ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範」を指します。

**従業員**：ビジネスパートナーに直接または間接的に雇用されている人、またはビジネスパートナーのために業務を行う人を指します。

**エリクソン**：Telefonaktiebolaget LM Ericsson (LME) およびLMEが管理する子会社を意味します。

**公務員**：政府、省庁、当局、その他の機関、国際機関のすべての職員、および前述の機関のために、または代理として公的な立場で行動する者、政治家、政党の党员、有力者一族、任命された代理人が含まれます。本規範では、国有機関の職員も公務員とみなされます。

**サプライヤー**：エリクソンのビジネスパートナーを指します。詳細は「ビジネスパートナー」の定義をご覧ください。

### 3 一般要求事項

本規範で規定された要求事項、または合意されている同等の基準に準拠することは、ビジネスパートナーがエリクソンと取引関係を結ぶにあたり必須の資格条件となります。ビジネスパートナーの業務が本規範に記載された分野を含む、または影響を及ぼす場合は、それに応じて本規範の要求事項を適用しなければなりません。

本規範の構成と内容は、責任ある企業同盟の行動規範<sup>2</sup>に準拠しており、エリクソンの定める要求事項が追加されています。可読性を高めるため、責任ある企業同盟の要求事項は太字で記載し、該当する場合はエリクソンが追加的に定める要求事項も記載しています。

ビジネスパートナーは、事業を行うすべての国で適用される法律、規制、基準をすべて遵守しなければなりません。本規範の要求事項が現地の基準や法律よりも厳格な場合は、本規範の基準を適用するものとします。本規範の一部を遵守することが不可能または違法となる法律がある場合、その影響を受けるビジネスパートナーは、できる限り速やかに（かつエリクソンとビジネ

---

<sup>2</sup> <http://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>



パートナーとの間の契約で定められている通知方法で) エリクソンに通知しなければなりません。

ビジネスパートナーは、サプライヤーや協力会社が本規範、または合意されている同等の基準を遵守していることを確認し、監視することが求められます。

ビジネスパートナーは、自身の従業員およびサプライヤーや、協力会社の従業員が、本規範の要求事項について十分なトレーニングを受けていることを確認する責任があります。

エリクソンは、ビジネスパートナーの自己評価や、調査、現地訪問、監査などを含む様々な方法を用いて、本規範で定められた要求事項への準拠を確認する権利を有します。このため、ビジネスパートナーは、遵守を証明する適切な記録を保持し、必要な場合は、エリクソンの代理人が自社、およびサプライヤーや協力会社の施設に立ち入ることを許可しなければなりません。

ビジネスパートナーは、自社、サプライヤー、または協力会社の業務において、本規範または適用される法律の重大な違反を発見した場合、第9項「遵守に関する懸念の報告」に記載された通り、合理的な時間内に、不当な遅滞なくエリクソンに報告しなければなりません。

本規範は、エリクソンのサプライヤー契約における重要な部分です。ビジネスパートナーがこの規範を遵守しない場合、エリクソンはリスクレベルの管理、高品質の確保、および自社のブランドの保護を目的とし、被害管理を適用する必要があります。是正措置や改善措置のない重大な違反、再発する違反、および協力の欠如、またはそのいずれかは、エリクソンによって重大な契約違反とみなされます。これは、例えば取引関係の縮小といった結果を招き、唯一の意思決定者であるエリクソンに契約解除権が発生する可能性があります。

## 4 マネジメントシステム

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、エリクソンとの取引関係において、本規範の関連する内容に対応したマネジメントシステムを構築する必要があります。マネジメントシステムは、(a) ビジネスパートナーの業務や製品に関連する適用法や、規制、顧客の要求の遵守、(b) 本規範の遵守、(c) 本規範に関連する業務リスクの特定と軽減を徹底するように設計されていることが求められます。また、マネジメントシステムは継続的な改善を促進するものでなければなりません。



エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーのマネジメントシステムは、その事業や業務の規模、複雑性、リスク環境に対して適切なものでなければなりません。プロセスや手順を含むマネジメントシステムは、認証を受けている必要はありませんが、関連する国際規格や業界で一般的に推奨される事業慣行に沿ったものである必要があります。

マネジメントシステムは、第4.1～4.12項に記載された要素を含むものでなければなりません。

#### 4.1 企業のコミットメント

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、持続可能性に関する取り組みや継続的改善の確約を表明する、経営幹部によって承認済みの、持続可能性および企業責任に関する方針声明を用意する必要があります。

エリクソンによる追記：

持続可能性や企業責任に関する方針声明は、ビジネスパートナーによって、その方針の影響を受けるすべての従業員やその他の人々に、彼らが理解できる言語で伝えられなければなりません。

#### 4.2 経営陣の説明責任と責任

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、マネジメントシステムや関連プログラムの実施を徹底する責任を負う上級管理職や会社の代表者を明確にする必要があります。上級管理者は、定期的にマネジメントシステムの状況を確認する必要があります。

#### 4.3 法的小よび顧客の要求事項

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、本規範が定める要求事項を含め、適用される法律、規制、顧客の要求事項を特定、監視、理解するためのプロセスを用意しなければなりません。

#### 4.4 リスク評価とリスク管理

責任ある企業同盟の一般要求事項：





ビジネスパートナーは、ビジネスパートナーの業務における法令遵守や、環境、労働安全衛生、労働慣行、倫理に関するリスクを特定するためのプロセスを用意しなければなりません。これには、各リスクの相対的な重要性の判断や、特定されたリスクを管理するための適切な手続き上および物理的な管理（処置計画）の実施、規制遵守の徹底が含まれます。

エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーは、自身の業務活動における重要な側面<sup>3</sup>を特定し、それを文書化しなければなりません。

#### 4.5 改善目標

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、社会、環境、労働安全衛生に関する自身のパフォーマンス向上に向けた、書面によるパフォーマンス目標や、ターゲット、実施計画を用意しなければなりません。これには、ビジネスパートナーが目標達成を目指す上でのパフォーマンスの定期的な評価が含まれます。

#### 4.6 トレーニング

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、自社の方針、手順、改善目標を実施し、適用される法律や規制の要件を満たすために、管理者やその他従業員のトレーニングプログラムを用意する必要があります。

#### 4.7 コミュニケーション

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、従業員、サプライヤー、顧客に対して、ビジネスパートナーの方針、慣行、期待、パフォーマンスに関する明確かつ正確な情報を伝達するためのプロセスを用意する必要があります。

#### 4.8 従業員のフィードバック、参加、苦情

責任ある企業同盟の一般要求事項：

---

<sup>3</sup>重要な側面とは、ビジネスパートナーの業務活動において、重大な悪影響を引き起こす、または引き起こす可能性のあるあらゆる要素を意味します。詳細はISO14001等をご覧ください。



ビジネスパートナーは、本規範の対象となる慣行や条件に対する従業員の理解度の評価、フィードバックの取得、違反の有無の確認、継続的な改善促進のために、効果的な苦情処理メカニズムを含むプロセスを用意しなければなりません。従業員には、報復を恐れずに苦情や意見を述べることができる安全な環境が与えられる必要があります。

#### 4.9 監査と評価

**責任ある企業同盟の一般要求事項：**

ビジネスパートナーは、社会、環境、労働安全衛生の責任に関する法律・規制の要件や、本規範の内容、顧客との契約上の要件を確実に遵守するため、定期的に自己評価を実施しなければなりません。

エリクソンによる追記：

自己評価および内部監査は、少なくとも暦年ごとに実施するものとします。

#### 4.10 是正処置のプロセス

**責任ある企業同盟の一般要求事項：**

ビジネスパートナーは、社内外の監査、評価、検査、調査、レビューによって特定された不備を適時に修正するプロセスを用意しなければなりません。

エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーは、是正処置のプロセスを含む、適切な事故報告および調査手順を用意しなければなりません。

#### 4.11 文書化と記録

**責任ある企業同盟の一般要求事項：**

ビジネスパートナーは、プライバシー保護のための適切な機密保持に加え、規制や会社要件の遵守徹底に向けた文書や記録を作成・維持するプロセスを用意しなければなりません。

#### 4.12 サプライヤーの責任

**責任ある企業同盟の一般要求事項：**

ビジネスパートナーは、サプライヤーに行動規範の要求事項を伝え、サプライヤーの行動規範遵守を監視するプロセスを実施・維持しなければなりません。



## 5 腐敗防止と企業倫理

### 5.1 商業道徳

#### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

エリクソン、およびその顧客やビジネスパートナーとのあらゆる取引上のやりとりでは、最高水準の誠実さを維持が求められます。ビジネスパートナーは、あらゆる形態の贈収賄、汚職、強要、横領に対して、非寛容の方針を持たなければなりません。

### 5.2 不適切な利益の禁止

#### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

賄賂やその他の不当または不適切な利益を得る手段を約束、提供、許可、供与、または受領してはなりません。この条項は、直接的または第三者を通じて間接的に、ビジネスを獲得または維持するため、ビジネスを誰かに指示するため、あるいはその他の不適切な利益を得るために、不適切な価値のものを約束、提供、許可、贈与、または受領することを禁止するものです。腐敗防止法を確実に遵守するため、監視、記録保存、施行の手順を実施することが求められます。

### 5.3 情報の開示

#### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

エリクソンが関与する、またはエリクソンに影響を与える商取引は、すべて透明性をもって行い、ビジネスパートナーの会計帳簿に正確に反映しなければなりません。参加者の労働や、安全衛生、環境活動、事業活動、構造、財務状況、業績に関する情報は、(i) 適用される規制や一般的な業界の慣行、(ii) エリクソンとの合意に従って、エリクソン、当局、または第三者に開示されるものとします。サプライチェーンにおける記録の改ざんや、条件・慣行の不当表示は認められません。

### 5.4 知的財産

#### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

知的財産権を尊重し、知的財産権を保護する方法で技術やノウハウの移転を行い、顧客やサプライヤーの情報を保護しなければなりません。



## 5.5 公正な事業活動、広告、競争

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

公正な事業活動、広告、競争に関して、適用される基準や国際的に容認される慣行を維持することが求められます。

## 5.6 個人情報保護と非報復

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

法律で禁止されていない限り、サプライヤーや従業員の内部告発者の機密性、匿名性、保護を保証するプログラムを維持する必要があります。ビジネスパートナーは、従業員が報復を恐れずに懸念を表明できるプロセスを用意し、それを周知しなければなりません。

## 5.7 責任ある鉱物調達

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」またはそれと同等かつ認知されているデュー・ディリジェンスの枠組みに沿った方法で調達されていることを合理的に保証するために、製造する製品に含まれるタンタル、すズ、タングステン、金の調達先と保管経路に関して採用した方針を、エリクソンとの取引関係が続く間にわたって維持することにより、デュー・ディリジェンスを実施しなければなりません。

### エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーは、エリクソン、その顧客またはビジネスパートナーに納入される製品に使用されるスズ、タンタル、タングステン、金などの原材料を調達する際に、OECDの「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に沿った、有効なデューデリジェンス過程を用意しなければなりません。

## 5.8 プライバシー

ビジネスパートナーは、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など、事業に関与するすべての人々の個人情報について、合理的に期待されるプライバシー保護を行うことを約束しなければなりません。ビジネスパートナーは、個人情報を収集、保存、処理、伝送、共有する場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法律や規制要件を遵守しなければなりません。



エリクソンによる追記：

あらゆる監視行為を含め、従業員、顧客、その他利害関係者の個人情報を集集、処理、または保存する場合、ビジネスパートナーは対象者のプライバシー権や人間としての自律性を尊重しなければなりません。これに際して、活動が合法的、公正、かつ透明であるとともに、文書化された特定の目的に限定されており、データの正確性、完全性、機密性を保持するための適切なセーフガードが確保されていることも求められます。

## 5.9 腐敗防止とビジネス倫理に関してエリクソンが追加的に定める要件

エリクソンは、あらゆる形態の汚職や財務上の不正行為に対して非寛容の方針をとっており、賄賂や強要、犯罪行為への過失による資金提供、非倫理的行為などの汚職と闘うことを約束しています。ビジネスパートナーは、同一の贈収賄・汚職防止（ABC）要件に従い、透明性、コンプライアンス、倫理的な商慣行に基づく誠実な文化を醸成することが求められます。

ビジネスパートナーは以下を遵守しなければなりません。

- 公務員、職員、国営・私営企業の代表者との間で、個人的または事業上の利益を獲得・維持するために、直接的または間接的に、いかなる種類の不適切な支払い、贈答、後援、寄付、接待、もてなし、不適切な利益の申し出、約束、提供、要求、同意、受領も行わない。
- 入札談合、価格操作、カルテル、情報売買、資金洗浄、企業秘密の窃盗、操作、不適切な影響力行使、その他の不正な競争行為に参加しない。
- 公務員またはその家族がビジネスパートナーに対して支配的な立場にある経済的利害関係がある場合や、ビジネスパートナーがその他の形で公務員と提携している場合は、エリクソンに開示する。
- ビジネスパートナーが、エリクソンとの契約の交渉または履行に直接関与しているエリクソンの元社員またはその家族を雇用している場合や、その他の利益相反につながる可能性のある状況について、エリクソンに通知し、潜在的な利益相反のリスクを低減するためにエリクソンと協力する。



## 6 人権と労働者の権利

ビジネスパートナーは、国際人権規約<sup>4</sup>や、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に示された基本的権利に関する原則など、国際的に認められたすべての人権基準を尊重しなければなりません。

本規範において期待される労働基準は、派遣、出稼ぎ、学生、契約、直接雇用、その他ビジネスパートナーの影響下にある労働者を含むすべての従業員に適用されるものです。

### 6.1 就職先の選択の自由

**責任ある企業同盟の一般要求事項：**

強制労働、奴隷労働（債務による拘束を含む）、年季奉公、非自主的または搾取的な囚人労働、奴隷制、人身売買は認められません。これには、労働やサービス提供のために、脅迫、力、強制、拉致、詐欺などの手段で人を輸送、蔵匿、募集、移送、または受領することが含まれます。従業員の職場内外での移動の自由や、ビジネスパートナーが提供する施設（該当する場合は従業員の寮や居室を含む）への出入りの自由を不当に制限してはなりません。

雇用プロセスの一環として、雇用条件が記載され、従業員が理解できる言語で書かれた雇用契約書をすべての従業員に提供しなければなりません。外国人移民従業員は、出発前に雇用契約書を受け取らなければならないが、受け入れ国に到着してから、現地の法律を遵守した形で同等またはより良い条件を提供するために変更する場合を除き、雇用契約書の差し替えや変更は認められません。すべての労働は自発的なものでなければならず、従業員は、労働契約に従って妥当な通知がなされれば、いつでも自由に退職するか、違約金なしに雇用を終了できるものとします。

雇用主、代理人、副代理人は、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証などの身分証明書や出入国書類を、保持、破棄、隠匿、没収してはなりません。雇用主は、保有が法律で義務付けられている場合にのみ、文書を保有することができます。この場合、従業員はいつでも自分の文書にアクセスすることが認められるものとします。雇用主は、従業員に代理人または副代理人の採用費またはその他の関連費用の支払いを要求してはなりません。従業員がかかる料金を支払っていたことが判明した場合、その料金は労働者に返済されるものとします。

---

<sup>4</sup>国際人権規約は、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約から構成されています。



## 6.2 若年従業員

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーの業務のいかなる段階においても、児童を就労させてはなりません。「児童」とは、15歳、義務教育修了年齢、その国の最低就業年齢のうち、最も低い年齢に満たない者を指します。ビジネスパートナーは、従業員の年齢を確認するための適切な仕組みを導入する必要があります。すべての法令を遵守した合法的な職場学習プログラムの使用が可能です。18歳未満の従業員（若年従業員）は、夜勤や残業を含め、健康や安全を脅かす可能性のある業務を行ってはなりません。ビジネスパートナーは、学生従業員の記録の適切な管理や、教育パートナーの厳格なデュー・ディリジェンス、適用される法令に従った学生の権利の保護を通じて、学生従業員の適切な管理を徹底することが求められます。ビジネスパートナーは、すべての学生従業員に対し、適切な支援とトレーニングを提供する必要があります。現地の法律がない場合、学生従業員、インターン、見習いの賃金レートは、同等または類似の業務を行う他の新入社員と少なくとも同一の賃金レートでなければなりません。児童労働が確認された場合は、援護・是正を行うものとします。

## 6.3 労働時間

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

事業慣行についての研究により、労働者の負担が生産性の低下や、離職率の増加、怪我や病気の増加につながるということが明らかにされています。労働時間は、現地の法律で定められた上限を超えてはなりません。また、緊急時や異常事態を除き、1週間の労働時間は超過勤務を含めて60時間を超えてはならず、すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。従業員には、少なくとも7日に1日の休日を与えるものとします。

### エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーは、国際労働機関（ILO）が定める週48時間の所労働時間に沿うよう、労働時間の短縮に努めることが求められます。記録された労働時間が常に週48時間を超えている場合、ビジネスパートナーは労働時間の削減に向けて、期限を定めた上での行動計画を用意しなければなりません。

## 6.4 賃金と福利厚生

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：



従業員に支払われる報酬は、最低賃金、残業時間、法的に義務付けられた手当に関するものを含め、適用されるすべての賃金関連法を遵守しなければなりません。現地の法律に従い、従業員には通常の時間給以上の時間外手当を支払う必要があります。懲戒処分として賃金を差し引くことは認められません。各給与期間に、業務に対する報酬が正確であることを確認するのに十分な情報を含む賃金計算書を、適時かつ理解しやすい形で従業員に提供しなければなりません。派遣・請負労働者の利用は、すべて現地法の範囲内で行わなうものとしします。

エリクソンによる追記：

ビジネスパートナーは、従業員が生活賃金を得る権利を尊重することが求められます。残業代を除いた通常の週あたりの賃金は、従業員の基本的なニーズを満たし、ある程度の裁量的収入を得るのに十分なものでなければなりません。ビジネスパートナーは、生活賃金基準に基づく分析を行い、潜在的な格差を把握して、賃金を向上させる戦略を示し、長期的な進展を示さなければなりません。

## 6.5 人道的な待遇

責任ある企業同盟の一般要求事項：

暴力、性暴力、性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的・身体的強制、いじめ、人前での恥辱、従業員への暴言など、過酷で非人道的な扱いやその恐れがないよう努めることが求められます。ビジネスパートナーは、これらの要求事項に対応する懲戒の方針と手続きを明確に定義し、従業員に伝達しなければなりません。

## 6.6 差別やハラスメントの禁止

責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、ハラスメントや違法な差別のない職場を提供することが求められ、採用、賃金、昇進、報酬、研修への参加などの雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性・表現、民族・国籍、障害、妊娠、宗教、政治的所属、組合加入、軍歴、機密遺伝情報、婚姻状態に基づく差別や嫌がらせを行ってはなりません。従業員には、宗教上の慣習に対する合理的な配慮を行うものとしします。また、従業員または従業員候補に、妊娠検査や処女検査を含む医療検査、または差別的な方法で使用される可能性のある身体検査を受けさせてはなりません。これらの要求事項は、ILOの雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第111号）に準拠しています。





## 6.7 結社の自由

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

現地の法に従い、ビジネスパートナーは、すべての従業員が自ら選択した労働組合を結成・加入し、団体交渉を行い、平和的な集会を行う権利を尊重するとともに、従業員がそうした活動を控える権利を尊重しなければなりません。従業員やその代表者は、差別、報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく、労働条件や経営慣行に関する意見や懸念を経営陣と率直に話し合い、共有できるものとしします。

### エリクソンによる追記：

結社の自由と団体交渉の権利が、適用される法律や規制によって制限されている場合、ビジネスパートナーは、その代わりとして独立的かつ自由な労働者代表の選出（従業員委員会や労使協議会など）を許可する必要があります。

## 6.8 エリクソンが追加的に定める要求事項

### 6.8.1 土地権利

ビジネスパートナーの事業が、例えば携帯電話の電波塔の建設などで土地の使用を必要とする場合、ビジネスパートナーは影響を受ける地域社会の土地権利を尊重しなければなりません。これは、地域社会や影響を受ける利害関係者との対話や協議を通じて行われるものとしします。地域社会との関わりは、包摂的、公平、文化的に適切で、ジェンダーに配慮し、権利と両立する方法で実施されなければなりません。

### 6.8.2 責任あるAI

エリクソンのために、またはエリクソンとともに人工知能、機械学習、自律知能システム、または同様の技術（総称して「AI」）を開発するビジネスパートナーは、その技術が信頼できるものであり、適用される法律や規制、そして人権への潜在的な悪影響に対処する、世界的に認められた倫理基準に従って開発されていることを保証しなければなりません<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup>そのためのガイドラインは、EUの「信頼できるAIのための倫理的ガイドライン」およびIEEEの「倫理的に調和したデザイン」が定める基準に記載されています。



## 7 安全で健康的な労働環境

ターゲットゼロとは、死亡、負傷、疾病につながる事故をゼロにするというエリクソンの目標であり、エリクソンの従業員や、エリクソンのために働くすべての人の健康、安全、幸福に対するエリクソンの強いコミットメントを指すものです。Ericsson Careは、ターゲットゼロを達成するための総合的なプログラムです。ビジネスパートナーは、エリクソンとの取引関係においてターゲットゼロの目標を達成できるように、すべての合理的な行動を取ることが求められます。

ビジネスパートナーは従業員の安全衛生を優先し、国際基準、国内法、労働安全衛生に関するエリクソンの要求事項に従って、心理社会的配慮を含む健康で安全な労働環境を従業員に提供しなければなりません。

第7.1～7.3項には、安全衛生に関するエリクソンの全般的な要求事項が記載されています。第7.4項に記載のとおり、一部のビジネスパートナーには、その業務内容に応じて追加的な要求事項が適用される場合があります。

### 7.1 リスクベースのアプローチ

ビジネスパートナーとその協力会社は、リスクの高い活動や予防策を特定するために、リスクアセスメントを実施するものとします。エリクソンの事業においては、運転、登山、高所作業、電気を使った作業がリスクの高い活動として特定されています。主な健康リスクとしては、筋骨格系リスクと人間工学的リスクが特定されています。

### 7.2 トレーニングと能力

ビジネスパートナーは、従業員および協力会社の従業員が、担当業務を行う能力や、そのために適切な教育、訓練、経験を有している状態を確保する必要があります。また、適切な個人用保護具（PPE）を安全な方法で使用することを徹底しなければなりません。

### 7.3 インシデントの報告

ビジネスパートナーは、是正措置のプロセスなど、事故報告と調査の適切な手順を用意することが求められます。

ビジネスパートナーは、改善点を明らかにし、再発を防止するため、従業員や協力会社の従業員に対し、リスク、危険、機会、ニアミス、健康、安全、福祉に関連する事故の報告を奨励するものとします。



## 7.4 労働安全衛生に関してエリクソンが追加する要求事項

ビジネスパートナーは、該当する場合、労働安全衛生マネジメントシステムの要求事項や、第7.1～7.3項に記載された要求事項に加え、特定の要求事項を求められます。これは、建設、現場保守、ネットワーク展開サービス、倉庫関連に関与するビジネスパートナーや、当該の要求事項が契約に含まれているその他すべてのビジネスパートナーが対象となります。その他すべてのビジネスパートナーには、この要求事項が推奨されます。

労働安全衛生（OHS）に関するエリクソンの要求事項は、以下のサイトでご覧いただけます。<https://www.ericsson.com/responsible-sourcing>

ビジネスパートナーは、合意された範囲の業務を開始する前に、適用されるエリクソンの労働安全衛生（OHS）運用基準を確認することが求められます。これらの基準は、エリクソンによっていつでも変更される可能性があります。エリクソンの労働安全衛生（OHS）運用基準の改訂は、エリクソンとの書面による別段の合意がない限り、その発行日から適用されます。エリクソンの労働安全衛生（OHS）運用基準の変更点のうち、当該範囲の業務を提供するビジネスパートナーの能力に重大な影響を与えるものをビジネスパートナーが確認した場合、エリクソンおよびビジネスパートナーは、かかる変更を実施するための方法や、その影響とスケジュールについて（合理的に）協議し、合意する必要があります。

労働安全衛生（OHS）運用基準は、以下のサイトでご覧いただけます。<https://www.ericsson.com/responsible-sourcing>

## 8 環境管理

ビジネスパートナーは、環境に配慮した事業慣行を展開・実施・維持することが求められ、事業活動の環境的側面やそれに関連する影響を特定し、地域社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑えるとともに、公衆の健康と安全を守るものとします。

### 責任ある企業同盟の一般要求事項：

ビジネスパートナーは、環境に関して必要とされる許可（排出量監視など）、承認、登録をすべて取得・維持して最新の状態に保ち、その運用・報告要件に従わなければなりません。

汚染物質の排出や廃棄物の発生は、汚染防止装置の追加、生産・維持・施設プロセスの変更、または他の手段により、発生源で最小化または除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物を含む天然資源の使用は、



生産・維持・設備プロセスの変更や、材料の代替、再使用、保全、リサイクルなどの手段によって削減するものとします。

## 8.1 環境に関してエリクソンが追加的に定める要求事項

### 8.1.1 気候変動の緩和

すべてのビジネスパートナーは、温室効果ガス排出量を削減するための計画と目標を策定し、実施することが求められます。ビジネスパートナーは、科学的根拠に基づく1.5度目標 (<https://sciencebasedtargets.org/>) に沿った排出量削減目標を採用・公表するとともに、達成に向けた進捗を年次で公表するなど、その達成に向けて積極的に取り組むものとします。

また、ビジネスパートナーに対して、エネルギー消費と気候変動緩和に関するさらなる要求事項が適用される場合があります。8.1.2項をご参照ください。

### 8.1.2 環境に関する特定の要求事項

ビジネスパートナーの業務に、環境への影響を増大させる性質がある場合、ビジネスパートナーは、該当する業務においてエリクソンが定めるビジネスパートナー環境要件に従わなければなりません。これには、製造、出荷、物流、ネットワーク展開の業務などが含まれます。これらの要件は、以下のサイトでご覧いただけます。 <https://www.ericsson.com/responsible-sourcing>

## 9 コンプライアンスに関する懸念の報告

エリクソンのビジネスパートナーとその社員は、ビジネスパートナー独自の苦情処理メカニズムに従うことに加え、適用される法律または規範の違反の疑いに関する誠実な懸念を、エリクソン・コンプライアンス・ラインを通じて報告することが奨励されています。エリクソンは、関係者に適用される法律に従って、かかる懸念に対処するものとします。私たちは、コンプライアンス違反の可能性に関して誠実になされた、信頼性の高いすべての報告について調査することに全力を尽くします。

エリクソン・コンプライアンス・ラインに関する情報は、以下のエリクソンのウェブサイトでご覧いただけます。 <http://www.ericsson.com/reporting-compliance-concerns>

懸念の報告 : <http://www.speakupfeedback.eu/web/p7kega>



エリクソンは、違反の疑いを誠実に報告した個人に対するいかなる差別や報復も禁止しています。

10

## 個人情報保護方針

エリクソンの個人情報の取り扱いに関する情報、問い合わせ先、エリクソンの個人情報保護方針は、以下のサイトでご覧いただけます。

<https://www.ericsson.com/en/legal/privacy/privacy-policy>